

---

◇長谷川 幸 子 議 員

○議長（森元淑雄） 次に、14番、長谷川幸子議員の一般質問を許可いたします。長谷川幸子議員は登壇願います。

（14番 長谷川幸子議員 登壇）

○14番（長谷川幸子） 通告に従いまして、一般質問いたします。

5歳児健診の導入を。

発達障害などを早く発見し、安心の就学につなげることを目指す「5歳児健診」の全国的な実施に向け、国は2024年から市区町村の健診費用の助成を開始しています。

子供の発達状況などを確認する乳幼児健診は、1歳半と3歳での健診が母子保健法で義務づけられていますが、5歳児健診は自治体の任意で、美郷町においては実施されておられません。

5歳児健診は、幼児期において幼児の言語理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無がその後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、子供の特性を早期に発見し、特性に合わせた適正な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的としています。

群馬県藤岡市では、全ての5歳児を対象に月2回の検診日を設け、1次健診を保健センターで実施しています。会話や発音のチェック、「〇〇は何をするためのもの」といった概念形成の確認などを行う保健師の問診や、ほかの子供たちとの「集団遊び」を通して、行動やコミュニケーションの状況を確認しています。気になる行動が見られる場合には、保護者に2次健診の受診を勧め、必要に応じて子供が日常的に過ごす幼稚園や保育園での様子を専門家が観察するなどして、受診を勧める場合もあります。2次健診では、児童精神科の医師らがより詳細に観察をします。保護者が希望する場合は、個々の苦手分野に働きかける支援として、月1回程度、小集団や個別でコミュニケーションのトレーニングなどを行っています。また、保護者が相談できる場も設けています。同市では、毎年5歳児は350人ほどで、そのほとんどが1次健診を受診し、そのうち約2割が2次健診を受けています。市の担当者は、「個々に合わせた支援を行い、子供と保護者が安心して就学を迎えるためにも、5歳児健診は重要だ」と語っています。

国立成育医療研究センターの副院長小枝達也先生は、「落ち着きがない、周囲とうまく関われないなどの発達の特性を持つ子供たちは、小学校への就学後に環境に適応できず、不登校になったり、問題行動を起こしてしまったりすることが少なくない。5歳児健診によってそうした特性に気づき、適切な支援や療育につなげることができれば、多くの子供たちが通常学級でも問題

なく学べるようになる。実際に、5歳児健診を導入した自治体では不登校が減ったという研究もある。小学校入学前の就学時健診もあるが、就学までの期間が短く、支援が難しい。また、子供の成長に不安を感じているが、相談できる場がなく、1人で抱えてしまう保護者も多い。我が子の特性を理解し、関わり方について保護者が専門家に相談できる場としても、5歳児健診と実施後のフォローアップ体制の充実は重要だ」と指摘されています。

早期発見で子供たちを救うことが可能となる5歳児健診の導入をご検討いただきたいと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

乳幼児の健康診査につきましては、母子保健法の規定により、議員ご紹介のように1歳6か月健診と3歳児健診が義務づけられております。本町におきましては、これに加え4か月児・7か月児・10か月児健診と2歳6か月児の歯科健診を実施するとともに、今年度からは1か月児健診も行っているところです。なお、本町における令和6年度の受診率は、1歳6か月健診で95.9%、3歳児健診で98.5%と高い受診率となっております。

各健診において、身体発達や精神発達の遅れなどの所見が認められる場合、専門医療機関や相談機関につなぐなど、児童や保護者が必要な支援を受けられるように体制整備をしております。

そのような中、国におきまして、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することとし、母子保健医療対策総合支援事業において、1か月児及び5歳児に対する健康診査の費用を助成する事業が追加されたところです。町では、先ほど申しましたとおり、1か月児健診は今年度から実施しておりますが、5歳児健診につきましては、医師確保のための医師会との調整や、必要支援につなげるフォローアップ体制に関する関係機関等との協力構築など、多岐にわたる調整等が必要であるため、議員ご指摘のとおり、今年度は実施しておりません。

美郷町としては、医師会が令和8年度から5歳児健診に協力できるよう、各般の検討を進めている旨承知しておりますので、来年度から実施するよう準備を進めてまいります。

また、まずできる対応として、今年度から新たに町こども家庭センターにおいて、発達が気になる5歳児と保護者を対象とした幼児教室を6月から毎月1回開催し、専門講師や保育士から育児に関する情報や対処の仕方などを伝える取組を始めているところです。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○14番（長谷川幸子）　続きまして、安心して搾乳できる環境づくりを。

現在、多くの人が利用する施設には、赤ちゃんにミルクをあげることなどができる「授乳室」の設置が進んでいますが、授乳室で「搾乳」もできることについて、まだ一般の理解が進んでいません。入院中の赤ちゃんに母乳を届けるために、自分で定期的に母乳を絞る必要のあったある母親が、1人で搾乳室を利用していた際に、「赤ちゃんが一緒にいないのに1人で何をしているんだ」という、さも目的外利用をしているかのような心ない言葉を投げつけられたことがあるそうです。

また、産後に職場復帰する女性にとっても、職場で安心して搾乳できる場所の確保や周囲の理解などが課題になっています。赤ちゃんに授乳しない場合でも、母体では母乳がつくられるため、母乳がたまった状態を放置すると痛みが生じたり乳腺炎などを発症するおそれがあります。数時間ごとに「搾乳」する必要があるからです。しかし、職場に女性用の休憩室がなかったり、周囲に搾乳に関する知識や理解がないため、トイレで便器に向かって搾乳し母乳を捨てたことがあるといった話も伺いました。

世界保健機構は、2歳まで母乳育児を続けることを推奨しており、国際労働機関による母性保護勧告では、各国に職場で搾乳する環境を整えるなどのルールをつくるよう求めています。海外では、企業に対して従業員に搾乳のための時間と場所を提供するよう定めた法律もあり、企業の担当者も女性の復帰を支援することは大いにメリットがあると考え、積極的に投資を行っています。

しかし、国内においては、授乳室と搾乳室を併記した表示による行政施設や大型商業施設なども存在しますが、まだまだその数は少ないのが現状です。

女性が出産後、安心して社会参画ができ、健康に活動するためにも、社会全体が出産後の女性の健康管理について正しく理解し、公共施設や職場、商業施設において、安心して搾乳ができる環境を整えることが重要であると考えます。

出産や子育てへの支援を充実するため、本町においても授乳室でも搾乳しやすい工夫や職場における搾乳など、必要な方が安心して搾乳できる環境づくりに取り組むべきと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄）　答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長　松田知己　登壇）

○町長（松田知己）　ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、関連する「こどものえき」について申し上げます。

県では、子育て家庭がお出かけしやすい環境を整備するため、おむつ交換台、ベビーキープ、授乳スペースのうち2つ以上の設備を有している施設を「こどものえき」として認定しており、現在、町においては公共施設12か所、民間施設2か所の計14か所が認定されております。そのうち、美郷町役場庁舎、名水市場湧太郎、総合体育館リリオス、公民館の4施設には授乳室を整備しており、町ホームページ等で周知に努めているところです。その利用に際しては、施設内の職員にお声がけの上、ご利用いただくことにしており、授乳室の利用の仕方については、お子様連れでないと利用できないなどの制限はしておらず、議員ご説明のとおり、搾乳のためのご利用も可能となっているところです。

こうした状況の下、公共施設については、このたびのご質問を受け、今後、授乳室に搾乳の表記も併記するとともに、あわせて、搾乳器や保存容器を置けるテーブルなど、搾乳に適した備品を用意するほか消毒用品やウェットティッシュの配置など、衛生面に気を配り利用しやすい環境を整えてまいりたいと存じます。

また、民間施設に対しては、こうしたニーズにご理解いただくとともに、授乳及び搾乳の環境整備等にご配慮いただくようお願いしてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで14番、長谷川幸子議員の一般質問を終わります。